

高柳泰世の『つくられた障害「色盲」』（1996年、朝日新聞社）によれば、検査してもこのように「事後の対処はなにもしない」のであれば、いかなる趣旨をうたっていようと、事実上は「いたずらに色覚異常者の検出のみを目的」としているのも同然である（24頁）。これは医療倫理違反ではないか、廃止すべきだ、との訴えが、ここから出てくる。

他方、警報のように生死にかかわるサインの配色についてさえ世間は無頓着だったという現実がある。今後も色とりどりのデザインが増えれば当事者に不利な状況が増えてゆくだろう。そのことから色覚検査の必要を訴える意見も出てくる。たとえば、カラーユニバーサルデザインにとりくんでいる色弱者の伊賀公一が『色弱が世界を変える』（2011年、太田出版）で次のように述べたことは、この文脈に置いて理解できることだろう。すなわち、「現在の世の中はまだ、色弱者のための配慮が充分にできていない状況ですから、色の見分けができないために危険な目に遭うことだってあり得ます…… [略] ……配慮した世界を作るために必要であれば、検査を受ける権利がある」。また、パイロットのように厳しい制限がある分野もあるなら、承知しておく必要もあろう。つまり「検査とは「その人がひどい目に遭わないために受ける」のが基本だと私は思っています」（61-63頁）。

ただし、この両者を、一斉検査はしないほうがよいのか、それとも再開か、という論点対立と単純に一対一対応させるのはまちがいだろう。両者は当事者本意という点では共通しており、その観点からかつての検査を批判する論理になりうるからである。ここから浮上する論点は、検査の有無ではなく、その天地、つまり趣旨と運用方法であろう。検査があること自体は当然視してよいというのではない。まさにその「検査それ自体」という想定が、趣旨と実態における問題に対する無責任を生じさせていたのではないか。

学校保健法にもとづく学校での一斉検査に対しては次のような問題が指摘されていた。

- ①衆人環視の状況で遺伝情報読解に等しい検査がなされていた。
- ②趣旨の説明がなかったし、事後にも説明やケアや助言がなされていなかった。教員の認識や知識が足りず、教育上の配慮にもつながっていなかった。
- ③色覚検査表では篩い分けはできても精密な診断とは言えない。医学的検査の結果がただちに生活や職業での問題を示すとも言えない。にもかかわらず、検査結果を過大に受け止めた進路制限が多すぎた。
- ④社会環境の改善という発想を欠落させたまま幼少期から進路制限を言い渡すばかりでは、理不尽である。

この整理は、村上元彦の『どうしてものが見えるのか』（1995年、岩波書店）や「日本色覚差別撤廃の会」の主張を参考にしたものだが、学校での一斉検査や進路指導については眼科学の内部でも長く議論されてきたところであり、問題の認識においては、検査の必要